

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人KNC広瀬財団(以下「当財団」という)において、定款第14条及び第30条の規定に基づき、評議員及び役員(以下「役員等」という)の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、非常勤の役員等に適用する。

(定義等)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第4条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

(費用の支払)

第5条 財団は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 前項の費用は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年11月28日(評議員会の議決日)から施行する。